

不当労働行為事件の審査の目標期間の達成状況について（平成 29 年）

不当労働行為事件の審査期間については、目標の達成状況等について、毎年少なくとも 1 回公表することとされています(労働組合法第 27 条の 18、労働委員会規則第 50 条の 2)。平成 29 年の達成状況は、次のとおりです。

○審査の目標期間（平成 24 年 1 月 27 日 第 644 回公益委員会議決定）

- ・ 団交拒否事件：6 か月（審査計画策定段階において、証拠調べに多大な時間を要することが明らかな事件を除く。）
- ・ 通常事件：1 年

（注 1） 団交拒否事件は申立て事実が団交拒否に限られる事件であり、通常事件は団交拒否事件以外の事件を指す。

（注 2） 審査期間は、申立てから終結までに要した日数。目標期間は、個々の事件ごとではなく、各年の全終結事件における 1 事件当たりの平均処理日数。

1 審査の目標期間の達成状況

- ・ 団交拒否事件
平成 29 年に終結した事件はありません。
- ・ 通常事件
平成 29 年に終結した事件に係る審査期間は 56 日であり、目標期間を達成。
なお、終結しなかった事件は、翌年に繰越し。

(1) 平成 29 年における審査の実施状況

項目	団交拒否事件		通常事件		計
	終結	翌年繰越し	終結	翌年繰越し	
ア 係属事件数	—	—	1 件	1 件	2 件
イ 審査期間	—	—	56 日	—	
ウ 調査の回数	—	—	0 回	—	0 回
エ 審問の回数	—	—	0 回	—	0 回
オ 尋問を行った証人及び当事者の人数	—	—	0 人	—	0 人

(2) 平成 29 年に係属した不当労働行為事件の概要

ア 団交拒否事件

係属した事件はありません。

イ 通常事件

事件番号	申立年月日	処理日数	調査回数	審問回数	証人数等	終結状況
	終結年月日					
平成 29 年（不）第 1 号	H29. 1. 4	56 日	0 回	0 回	0 回	却下
	H29. 2. 28					
平成 29 年（不）第 2 号	H29. 12. 28	— 日	— 回	— 回	— 回	繰越し
	—					

2 過去5年間における審査の実施状況（参考）

年 (平成)	事件種別	係属事件数	終結事件数	審査期間	調査回数	審問回数	証人数等
25	団交拒否	1件	0件	—	2回	2回	1人
	通常	—	—	—	—	—	—
26	団交拒否	1件	1件	241日	0回	0回	0人
	通常	1件	0件	—	6回	—	—
27	団交拒否	1件	—	—	3回	1回	2人
	通常	2件	1件	359日	6回	5回	7人
28	団交拒否	1件	1件	179日	0回	1回	2人
	通常	4件	4件	213日	2回	3回	5人
29	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	2件	1件	56日	0回	0回	0人

(注) 平成27年に申立てがあり、平成28年に終結した事件（1件）について、平成27年に団交拒否事件と通常事件に審査を分離したことから、次のとおりカウント。

(1) 平成27年

ア 「係属事件数」

団交拒否事件及び通常事件それぞれに1件ずつカウント。

イ 「調査回数」

審査の分離前に実施した2回分を、団交拒否事件及び通常事件それぞれにカウント。

(2) 平成28年

「係属事件数」及び「終結事件数」

団交拒否事件及び通常事件それぞれに1件ずつカウント。